

新町の事務所（庁舎）の位置について

1. 事務所（庁舎）位置選定の根拠

地方自治法第4条第1項により、地方公共団体は事務所（以下「庁舎」という。）の位置を条例で定めることとなっている。

合併により浜坂町、温泉町の法人格が消滅し、その区域をもって新しい町が設置されるため、各町の庁舎を廃し、新たに新町の庁舎を設置しなくてはならない。そのため、新町の庁舎の位置を合併までに決定しておく必要がある。

2. 庁舎の位置の選定基準

- 1) 事務所及び官公署等関係機関までの距離、交通事情を含めた住民の利便性
- 2) 本庁舎、支所等のあり方を含めた行政機能としての一体性
- 3) 新町建設計画と整合した長期的な展望
- 4) 既存建物の規模、機能を活かした効率的な活用
- 5) その他総合的な判断

3. 検討課題

（1）庁舎の方式・機能について

本庁方式

- ・ 本庁舎に行政機能を集約し、残りの庁舎は支所業務とする。
- ・ 本庁舎に行政機能の大部分を集約し、残りの庁舎は出張所業務とする。
- ・ 本庁舎に行政機能の全てを集約し、支所、出張所は置かない。

分庁方式

- ・ 2つの庁舎にそれぞれ行政機能を分散

総合支所方式

- ・ 管理部門や事務局部門のみ1ヶ所に集約し、現在の2町の庁舎における行政機能はそのまま残す。

（2）庁舎の施設について

既存施設の活用

- ・ 現状のまま利用
- ・ 増改築による利用

新設

（3）庁舎の位置について

【参考法令】

< 地方自治法(抄) > 第 4 条抜粋

(事務所の設置又は変更)

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又は変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

< 同法 (抄) > 第 155 条抜粋

(支庁・地方事務所等の設置及び区)

第 1 5 5 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁 (道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。) 及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第 4 条第 2 項の規程は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

(通知)

・支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、土木、勸業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。

・法に規定する支所である限り出張所等の他の名称を使用することは適当でない。

(実例)

・支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合等であり、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とする。

・支所は市町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所であり、出張所は住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するために設置するものである。

合併時の庁舎の方式・機能等

	概 要	メリット	デメリット
本庁方式	<p>【新設】</p> <p>2町の庁舎の機能を1か所に集約する。 残りの庁舎は、窓口業務を行う支所、出張所となる。</p>	<p>事務の効率化が図れる。 住民に与える新町誕生の印象が強い。</p>	<p>多大な建設費用が必要となる。 周辺地域への住民サービスの低下が懸念される。</p>
	<p>【既存施設を利用】</p> <p>1町の庁舎を増改築し機能を1か所に集約する。 残りの庁舎は、窓口業務を行う支所、出張所となる。</p>	<p>事務の効率化が図れる。 既存施設の利用のため、費用は少なくてすむ。</p>	<p>周辺地域への住民サービスの低下が懸念される。</p>
分庁方式	<p>2町の現在の施設に行政機能を持たせて振り分け利用する。 (例) 産業・建設部門...A町 教育・文化部門...B町</p>	<p>既存施設の利用のため費用は少なくてすむ。 (改装費程度)</p>	<p>業務部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑う。 管理上は、非効率的である。</p>
総合支所方式	<p>管理部門や事務局部門のみ1か所に集約し、現在の2町の庁舎における行政機能はそのまま残す。 残りの庁舎は、支所扱いとなる。</p>	<p>住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき、違和感がない。</p>	<p>職員数が今と同数程度必要であり、合併による事務効率化が図れない。 新町の一体感が醸成されにくい。 住民に与える新町誕生の印象が弱い。</p>

* 支所とは、相当の職員が常時勤務する事務所のことをいう。

* 出張所とは、住民の便宜のため本庁舎まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理するための事務所のことをいう。

参考資料3

浜坂町・温泉町の現庁舎等の概要について

町名	浜坂町		温泉町
住所	美方郡浜坂町浜坂2673番地の1		美方郡温泉町湯1604番地
竣工年月	昭和60年11月		昭和8年7月(2階建て) 昭和39年-月増築(3階建て) 昭和47年3月増築 (昭和8年建築部分)
施設構造	鉄筋コンクリート造3階建て		鉄筋コンクリート造2階建て " 3階建て
延床面積 (m ²)	3,141.31		1,711.71
建築面積 (m ²)	1,460.91		740.20
敷地面積 (m ²) ()は内借地面積	庁舎分 5,035.16 (1,231.3)	多目的集会施設 2,043.0 (0)	4,535.86 (0)
駐車場駐車可能台数 (公用車用除く)	庁舎分135台 内 (53台分は借地)	多目的集会施設 40台	117台
公用車用車庫 駐車可能台数	庁舎分 23台	多目的集会施設 1台	12台

浜坂町・温泉町の人員配置状況について

平成15年4月1日現在

< 浜坂町 >

(単位:人)

所 属	事務職	技能労務職	嘱託員	臨時職	合計
本庁舎に勤務					
企画総務課	21	4		9	34
町民課	9				9
健康福祉課	10			2	12
産業観光課	12			1	13
建設課	10			1	11
上下水道課	11	1			12
税務課	11			1	12
出納室	2				2
議会事務局	2			1	3
学校教育課	5		1		6
社会教育課	7	1		2	10
小 計	100	6	1	17	124
上記以外の庁舎で勤務					
企画総務課	1			1	2
町民課(保育園)	19			16	35
健康福祉課	7	1		2	10
産業観光課	1		1		2
建設課	1				1
学校教育課	7	6	1	21	35
社会教育課	9		3	3	15
公立浜坂病院	86	2		22	110
浜坂町老人保健施設	16	10		16	42
小 計	147	19	5	81	252
合 計	247	25	6	98	376

< 温泉町 >

(単位:人)

所 属	事務職	技能労務職	嘱託員	臨時職	合計
本庁舎に勤務					
総務課	9	2	2		13
企画観光課	7			1	8
税務課	6			1	7
住民生活課	6			2	8
保健福祉課	3		1		4
農林課	8		1	2	11
建設課	7		2	2	11
出納室	2			1	3
議会事務局	2			1	3
農業委員会	1				1
水道課	9			1	10
小 計	60	2	6	11	79
上記以外の庁舎で勤務					
企画観光課			1		1
CATV事業推進室	2			2	4
保育園	11	2	2	5	20
保健福祉課	9		2	1	12
診療所	7		5		12
牧場公園課	3		5	4	12
学校教育課	13		11	4	28
社会教育課	2		4	1	7
公民館	2		1	2	5
給食調理場	1	3	6		10
その他	4				4
小 計	54	5	37	19	115
合 計	114	7	43	30	194

< 合 計 >

(単位:人)

町 名	事務職	技能労務職	嘱託員	臨時職	合計
本庁舎に勤務					
浜坂町	100	6	1	17	124
温泉町	60	2	6	11	79
小 計	160	8	7	28	203
上記以外の庁舎で勤務					
浜坂町	147	19	5	81	252
温泉町	54	5	37	19	115
小 計	201	24	42	100	367
浜坂町	247	25	6	98	376
温泉町	114	7	43	30	194
合 計	361	32	49	128	570

新自治体における庁舎等の利用方式について（先進事例）

合併年月日	新市町村名等	合併関係市町村名	方式	本庁、支所の業務内容等
平成11年4月1日	篠山市 (兵庫県)	篠山町、西紀町、 丹南町、今田町	本庁	旧篠山町を本庁とし、旧西紀町、旧丹南町、旧今田町及び旧城東町及び旧多紀町にそれぞれの行政区域を所管する支所を置いた。各支所には、当初建設、環境、農林、水道等も設置し現地解決型を目指したが、現在は地域振興、住民、福祉、業務管理、収納の窓口業務5担当を設置。
平成13年5月1日	さいたま市 (埼玉県)	浦和市、大宮市、 与野市	分庁	旧浦和市役所を庁舎とした。将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。
平成14年4月1日	さぬき市 (香川県)	津田町、大川町、 志度町、寒川町、 長尾町	分庁	建設中であった旧志度町役場を庁舎とし、総務課、福祉課、業務管理課等を置き、旧長尾町役場には福祉事務所と社会福祉協議会を置き、旧寒川町役場には、ケーブルネットワーク事務所、旧津田町役場には教育委員会事務局を置き、旧大川町役場には水道局を設置。
平成14年4月1日	久米島町 (沖縄県)	仲里村、具志川村	分庁	旧仲里村役場を庁舎とし、議会議務局、総務企画部局、住民福祉部局等を置き、旧具志川村役場には、教育委員会、産業建設部局等を置いた。なお、旧具志川村役場には総合窓口を設けた。
平成15年4月1日	東かがわ市 (香川県)	引田町、白鳥町、 大内町	分庁	合併当初は旧白鳥町役場を本庁舎とした。本庁舎に総務、企画、税務、議会部門、旧引田町役場に建設、経済、水道部門等、旧大内町役場に生活、福祉、教育部門を置いた。分庁にはそれぞれ窓口対応の出張所を設けた。
平成15年4月1日	南アルプス市 (山梨県)	八田村、白根町、 芦安村、若草町、 檜形町、甲西町	本庁	本庁舎を旧檜形町役場とした。各支所には、庶務課、住民課、健康福祉課、地域振興課を置いた。
平成15年4月1日	山県市 (岐阜県)	高富町、伊自良 村、美山町	本庁	旧高富町役場を本庁舎とし、旧伊自良村、旧美山町役場を支所とした。各支所に住民・戸籍・税務・国保・年金・児童手当・障害者福祉・老人保険・介護保険・母子保健・産業（申請書取次ぎ）・選挙部門を設置。
平成15年4月1日	あさぎり町 (熊本県)	上村、免田町、岡 原村、須恵村、深 田村	本庁	旧免田町役場を本庁舎とした。各旧役場を支所とし、町民総合係（戸籍・住民・年金・印鑑・収納等）と表無振興係（地域づくり・行政区・管内施設管理等）を設置。
平成16年3月	朝来郡合併協 議会 (兵庫県)	生野町、和田山 町、山東町、朝来 町	本庁	旧和田山町役場を当分の間本庁舎とする。各旧町役場は支所とし「庁舎」と呼称する。新庁舎は合併特例債発行期限内のできるだけ早期に建設する。建設位置については、国道312号沿線を基本に、新市において速やかに検討する。
平成16年4月1日	養父市 (兵庫県)	八鹿町、養父町、 大屋町、関宮町	本庁	旧八鹿町役場を本庁舎とするが、本庁舎に全機能を収容できないため、本庁機能の一部を養父町庁舎に分散した。その他の庁舎は支所とし、「地域局」と呼ぶこととした。地域局は住民生活に必要な住民サービス業務等と地域振興を担うものとした。
平成17年3月31日 まで	北但合併協議 会 (兵庫県)	豊岡市、城崎町、 竹野町、日高町、 出石町、但東町	本庁	旧豊岡市役所を本庁舎とし、各旧町役場に支所を置くが、当分の間は総合支所とする。合併特例債の適用期限内に新庁舎を建設するが、位置については新市で定める。新庁舎建設後も住民サービスを低下させないような支所とする。